

暴力・暴言・ハラスメント行為根絶宣言

三重県剣道連盟は、「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」並びに「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟）を遵守し、「剣道の理念」「剣道修錬の心構え」「剣道指導の心構え」を実践することで、剣道、居合道、杖道の普及と発展を目指し、以下の宣言を行う。

宣 言

- 一 剣道、居合道、杖道の場において、いかなる目的であっても、暴力、暴言、その他あらゆるハラスメント行為は絶対に許さない。
- 二 暴力、暴言、その他あらゆるハラスメント行為を根絶する決意は、指導する立場の者が率先して言動や態度で示すものとする。
- 三 三重県剣道連盟は、暴力、暴言、その他あらゆるハラスメント行為を根絶する為の研修を継続して行うことで、そのような行為の発生および再発を防止するよう努める。

令和6年4月1日

三重県剣道連盟